

地方改良運動期における神社と学校教育との接近

高瀬 幸恵

はじめに

昭和戦時下の日本では、学校に神棚が設置されたり、戦勝祈願や戦没者の慰霊のための神社参拝が学校行事として行われるなど、学校教育と神道が強く結びつけられたことはよく知られている。従来の研究はそのような実態を明らかにしてきた。例えば、山本信良と今野敏彦による研究では、学校教育における神社参拝は、明治期から大正期にかけて定着し、昭和初期に至ると、「学校経営上の重点事項となった」ことが複数の事例を通して明らかにされている¹。

しかし、学校教育に神道が導入される過程の全体像を描くような研究はいまだ見られない。特に、教育界の動向だけでなく、社会政策史における敬神崇祖の念の涵養の重視と神職の活用といった施策、さらには神道界の動向を含めた幅広い視野からの歴史的検証・分析が必要だと考えられる。

学校教育における神道の導入を検討するにあたっては、教派神道と区別されるところの神社神道は、「皇祖」・「天祖」および地域住民の祖先を祀る実質上の宗教でありながら、宗教ではないという制度的な位置付けを得ていたという歴史的事実を理解しておく必要がある。

阪本是丸の研究に基づきながら歴史的経緯を確認してみよう。1871年太政官布告によって、神社は「国家の宗祀」であるとの方針が示されていたが、神社＝国家の宗祀という原則と政教分離の原則をどのように実現するかが大きな課題となっていた。そのため、「神社非宗教」の法制度の整備が行われていった。1900年に内務省に神社局が新設され、他の宗教は宗教局の管轄とされることで、「神社は他の宗教と明確に区別される行政の対象」となり、「神社非宗教」が制度上確立したのであった。この頃から「国家神道」という用語も一般化するようになったという²。大日本帝国憲法第28条は、「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と定めながらも、キリスト者が神宮遥拝や神社参拝を国民儀礼として強いられた制度的背景はこうしたものであった。

他方で、文部省は1899年に訓令第12号で「一般ノ教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学政上最必要」として、官立・公立学校のほか、学科課程に関して法令に規定のある学校については、課程外においても宗教上の教育や儀式を行うことを禁止した³。従って、キリスト教や仏教に基づく教育や儀式はこれらの学校で禁止されたが、「神社非宗教」が

制度上確立したため、学校行事としての神社参拝や神社に関する教材を学校教育で用いることは同訓令に抵触しなかった。

ただし、近代的な知識の提供の場であり、近代的な国民あるいは人材の育成の場としての学校への実質上の宗教の導入には様々な葛藤があったといえる。例えば、森川輝紀によれば、教育勅語の作成者の一人である元田永孚は、教育勅語に示された忠孝主義の拡張の方途として、祖先崇拜の祭祀を忠孝主義の社会的基盤として組み込むことを志向していたが、他方で民族的宗教観念による天皇受容に反対していた。すなわち、「その徳育論は天祖の訓の継承という歴史的『事実』に即して形成されるという合理的認識に足場をおいていた」という⁴。つまり、国家の中枢にあり、天皇の側近であったイデオログにおいても、天皇の祖先である天祖を宗教的な権威に位置づけることに否定的であった。従って、「敬神」と「崇祖」のそれぞれがいかに議論されたかについて慎重な検証が不可欠となる。

こうした点に注意をおきながら、本研究では、敬神崇祖の念の涵養が内務官僚によって強調され、神社および神職の動員が図られた地方改良運動期前後の時期に着目し、学校教育と神社神道の接近について検証することとしたい。同運動では、地域社会の風俗改良が目指され、小学校教員や神職に対して地域住民を教化する役割が期待された。他方で当該時期は、第1期国定修身教科書に対する批判のなかで敬神崇祖がトピックの一つとして挙げられつつ、国民道徳のあり方が問われた時期でもあった。こうした教育界の動向と社会教育施策の動向のなかに、学校教育における神道の導入の端緒を見ることのできるのではないだろうか。

そこで、本研究では、第一に教育界における敬神崇祖と国民道徳をめぐる議論を第1期国定修身教科書批判とそれに対する反論を通して分析し、第二に、地方改良運動における神社政策と文部省による社会教育施策について整理した上で、第三に、神社政策が神道界に与えた影響とその後の動向について検証する。こうした分析・検証を通して学校教育における神道の導入の端緒について考察したい。

1. 第1期国定修身教科書批判のなかで求められた「敬神」と「崇祖」

明治末期の教育界では、第1期国定修身教科書の内容をめぐって国民道徳のあり方が問われていた。1900年4月より着手された国定教科書編纂作業を経て、1904年4月より小学校で国定教科書が用いられた。小学校修身教科書の編纂の趣意によれば、「模範的人物ヲ選ヒテ其伝記ヲ教材トナシ其間ニ適宜教訓ヲ加ヘン」とする人物主義と、「授ケントスル徳目ヲ予メ選定シ之ニ適応スル例話ヲ以テ教材トナサン」とする徳目主義の「両者ノ長所ヲ併セ取ルコトヲ務メ」、学年ごとに心得と徳目の配置を配慮したという。例えば、一学年用には、学校に於ける心得を多く配置するとともに、「天皇陛下」の一課を配置して「忠君ノ志気ヲ鼓舞センコトヲ」期した。第二学年、第三学年と進むにつれ、個人としての心得を増していき、第四学年では国民としての心得を増したとしている⁵。

教育史研究の分析によれば、第1期国定修身教科書は、「明治三十年代の、主として人

物主義による教科書と比較すると、国家および人間関係の道徳を主題としてあげることが減少しており、これは、「国家に対する道徳のうち天皇と国体に関する道徳と人間関係についての道徳のうち家族関係における道徳が大幅に減少した」ことによる。代わりに、「国民の権利・義務から公益・興産に至る公民的教材など国民の義務に関するもの」や「博愛・親切・正直・人への迷惑のいましめなど社会性の強い市民倫理を主とするもの」が多くなっているという⁶。

こうした修身教科書の特徴は、当時の教育界において批判の対象となった。枢密院副議長であった東久世通禧を筆頭に、野村靖、田中不二麿の連名で文部大臣に提出された小学修身書に関する建言は、同書が「国民道徳の經典をして精神主義の一貫せざる日常の行儀作法の心得書」に止まっている点を欠点として挙げ、「国民一致の精神的の信向を鞏固にするの傾向」を取らなくてはならないと主張するものであった。建言にいう、「我民族一致の精神的信向」とは、「忠孝の大義」のことで、これは「日本国民永遠の特色として之を子孫万世に伝へべからざる」ものであるのに、修身教科書を通読する者に「此大義に感動を与ふるの甚だ深きを覚えず」と批判した。また、「我国固有の国民道徳の根本」である「祖先を崇敬し其祭祀を重んずること」と「敬神の道」についての記述が不足していることも問題点として指摘した。具体的には以下のような指摘であった。

祖先を崇敬し其祭祀を重んずることは実に我国固有の国民道徳の根本たり国民が万世一系の皇位を崇敬するも各個の家を愛惜するも実に此の特性に出るものなり、我民族の固有の敬神の道も蓋亦茲に根由す、此の特性を維持するに非ざれば我国体及社会の組織を鞏固に維持すること能はざるべし、然るに国民道徳の經典たる小学修身書に於ては此の大義を掲明することを勉めざるのみならず或は故さらに之を顯著に掲げ示すことを避けたるが如き疑念を生ぜしむる点なしとせず

具体的には、「家の祭祀」について習慣の一つとして扱ってはいるが、その重んずべきを伝えてないこと、また、「敬神の事」についても、伊勢神宮のことだけでもこれを掲げるべきはずなのに見当たらないことを指摘した。さらに高等小学校の「修身書に於ては一家に於て祭祀を重んずる義と国家に於て万世一系の皇位天祖の靈位として崇敬するの義と相連渉して之を国民に教ふべき筈なるに一も其主旨の教課を見当らず」と批判しており、ここでいう「敬神」が「天祖の靈位として崇敬する」ことを指していることが分かる。これに加えて、第四学年の修身教科書所収の「めいしん（迷信）をさけよ」の教課で、神官〔筆者註：教科書中では「きとーをするもの」と記載、文章中に御幣が登場することから神道の祭祀と分かる〕が祭祀を行うにあたり、信者を欺く事例が取り上げられており、これは、間接的に敬神の念を軽視する結果を生むと指摘した。

さらに、各学年全体を通して「社会に立ち事業を成功するに必要な教訓比較的に大部分を占め皇国臣民の血族連綿たる特種固有なる祖先に対し家国に対し君臣親子夫婦兄弟等

の間に於ける義理を示すの教課に於て尚ほ遺憾あるが如し」と批評した⁷。同書における国民の権利や市民倫理に関する記述の多さが批判の対象となったといえる。

修身教科書調査委員会委員長であった加藤弘之は、この批評に対して反論を行い、意見を異にする要点について次のように整理した。第一に、忠君愛国の精神の養成が行き届いておらず、個人として事業を成す精神を養成する方が行き届いているとした批判に対して、「我輩は思ふ、忠君愛国の方に偏重にして個人の事業と云ふ方に偏軽であるやうに思ふ」とし、建言は、個人の事業を軽く見ているのではないか、と反論した。加藤は続けて、「忠君愛国は素より最も大切なものであることは信じて居るのであるが、又一方には個人たる人格を持たせる、人格を養ふと云ふことに勉めなければならぬのは又素より大切であると信じて居るのである」と述べた。加藤は、個人の人格を養うということの必要性について、日本人は「個人として自立自営せんとする人格を保つ所の精神」が「従来は大に欠乏して」おり、「今日の如き万国交際の世の中に在っては斯う云ふ精神を又盛んにして行かねばならぬのである、それでなければ将来欧米人民と競争して世界に横行すると云ふことは出来ぬのである」と説いた⁸。

文部省も東久世らの建言に対する答弁書を公にし、指摘された点について詳細な弁明を行った⁹。文部省は、忠孝の大義を重大視していることを強調した上で、「敬神の道」については次のように答弁した。

編纂者は当初慎重なる審議を凝し祖先を崇敬するの外別に敬神の道を説くは児童精神の発達程度より考ふるも又宗教上の関係より考ふるも或は誤解を来すなきかを憂へたるが為め之を説くことをせざりしなり

つまり、児童の精神発達の観点と「宗教上の関係」を考慮して、意図的に祖先崇敬以外の敬神に関しては記述をしなかった、と答弁したのであった。文部省においては、祖先崇敬について学校教育で取り扱うことは問題ないが、敬神は宗教的な要素を持つと判断し、記述を避けたと思われる。

ただし、「皇室を尊び祖先を敬ふの美風」について教科書で触れ、神武天皇祭、孝明天皇祭、春秋二季の皇霊祭、神嘗祭、新嘗祭の事項は祝日祭日の教課で取扱い、また祖先を崇敬し、祖先の廟に参拝する事例も示していると反論した。伊勢神宮のことについても、日本武尊の東征で詣でたことや天照大神を扱った教課があると説明した。迷信に関する教課については、「本書の目的とする所は怪しげなる加持祈祷の類を排斥するに在るのみ」であり、「穩健中正の教訓を与へんことを期したる」ものであるとして、批判を退けた。そして、編纂者の意図について次のように説明した。

修身書に於ては社会の一員として平時と戦時とを問はず又身分の貴賤高下に拘らず能く其徳行を全くすれば忠良の臣民たり孝道を守るものなりとの見解を取り帝国の

臣民は何時如何なる人も悉く皆忠孝の道を全くすることを得べくして所謂忠臣孝子の如き境遇に居るにあらずんば忠孝の道を全くすること能はざるべしと解せしむるが如きことなからしめたり且一方に忠君愛国的良臣民たる精神を益奨励すると同時に又他方に自立自営的良個人たる精神を養成せざるべからざることは編纂者の常に深く注意せし所なり

こうした東久世らによる批判、これに対する加藤と文部省の反論から、当時の国民道徳をめぐる議論の対立点として、敬神崇祖を強調し、忠孝の大義を中心とする国民道徳の方針と、その方針も必要だが、併せて市民倫理を重視して自立した個人の精神の育成も行うべきとする方針の衝突があったと見ることができる。

教化団体の日本弘道会も「国定小学修身書の改善を促さん」として意見書を公にしており、第一に指摘しているのは、「皇室及び国家に対する徳性の涵養上に遺憾あること」であり、「皇室及び国家の鴻恩に対して、児童の感情を喚起し、忠君愛国の思想を涵養する事例に於て尚ほ足らざる所あり」と批判した。第二に、「敬神の徳を養うに不充分なること」を指摘して、次のように述べている。

国定小学修身書にありては、敬神のことを説くに不充分にして、且つ適當なる事例に依らず。而かも、迷信を排除せんと欲して極端なる事例を用ひたる如きは、時弊を矯正せんとして、却って児童の信仰心を破り、神明を軽んずるに至らしむる処あり。¹⁰

日本弘道会の主張も、忠君愛国の精神の涵養を目指すとともに、児童の信仰心に基づく敬神を重視する道徳教育を求めるものであった。

ところで、なぜ第1期国定修身教科書は、個人の事業の成功や近代的な市民倫理を盛り込んだものとなったのであろうか。このことを検討してみたい。

第一に、1895年以降、教育界で叫ばれるようになった帝国主義教育論に代表される自立した個人や主体的な個人を理想的な人間像として捉える教育観の影響が考えられる。1895年に文相西園寺公望が「世界主義」と呼ばれる教育方針を高等師範学校卒業式の演説で示し、「固陋ノ僻見ヲ打破シ世界ノ文明ニ伴ヒテ教育ノ精神ヲ進メ以テ其学ヒ得タル所ヲ実地ニ活用」するよう説いた¹¹。『教育時論』や『教育報知』といった教育ジャーナリズムもこれに賛同し、西園寺の主張を「務めて固陋の見を去り、此日進の世に処すべき博大聡明の徳義を養成する」ことを理解し、「立派なる一種の意見」として評価したり、日本人としての特色を保ちつつ、「世界の一市民」として活躍する国民像が示された¹²。

とりわけ帝国主義教育論で知られているのは浮田和民であろう。浮田は服従を求める道徳ではなく、「自主独立の人格を養成するは、教育の主眼」であるべきと考えていた¹³。このような世界で活躍する自立した個人といった国民像が求められた背景には、1870～1890年代におけるイギリス、フランス、ドイツなどの欧米列強の東方への進出といった

19世紀末の帝国主義の隆盛があった。危機感を抱いた日本は自国の独立と勢力圏の拡大を大きな目標とし、さらなる産業発展を目指すなかで、育成されるべき国民像は新たな展開を迎えていた。

第二に、修身教科書調査委員会委員長であった加藤弘之の思想的背景があったと推測される。加藤が受けた近代市民思想の影響について、かつて丸山真男が鋭い指摘をしている。1893年に刊行された加藤弘之の著作『強者の権利の競争』は、加藤研究で著名な田畑忍によれば、「加藤弘之の業績の中心をなすもので、彼の思想的峠とも言ふべきもの」である¹⁴。同書で展開される加藤の学説は、強者が弱者に勝利して権力を得て、この権力こそが権利の根源となるというもので、権力＝権利をめぐる強者と弱者の競争によって社会は進歩していくとするものであった。しかし、丸山はこうした「天則」を加藤が論じていくなかに、「市民社会の価値的肯定」を見出す。具体的には、加藤は欧州を例に「下等困衆」(ブルジョアジー)が勃興して今日欧州において人民が個人の自由を有し、政治参与者の一人として政治上の自由を有していることを、社会の進歩としてとらえ、「良結果」というべきものだと論じていた。丸山は加藤の議論に「近代社会の絶対化志向」を見てとり、加藤は「ドイツ学を通じて深くヨーロッパ市民社会の思想的洗礼」を受けており、「市民的思惟形態は彼にとって殆ど第二の天性となっていた」と分析した¹⁵。

明治後期の教育界では、近代市民思想を背景に持つ教育論や、個人の精神的自立や成業を重んじる教育論が影響力を持ち、国定修身教科書の編纂にも影響を与えたと見ることができる。他方で、このような性格を持つ国定修身教科書に対して国政の重鎮や有力な教化団体から寄せられた批判は、崇祖だけでなく、「敬神の道」の指導を充実させよという要望に基づくものであった。ここで求められた「敬神」は、「天祖の霊位」に対する崇敬であって宗教性を帯びたものであり、当時の文部省はこうした性格を帯びやすい「敬神」を避ける姿勢をとっていた。

2. 社会教育施策における神社・神職の動員

(1) 地方改良運動における神社施策

地方改良運動は、内務官僚を中心に展開された官制の社会改良運動であった。日露戦争の勝利によって帝国主義諸列強との競争のなかに置かれた日本は、国家財政の強化や社会的基盤の創出を課題としていた。これに対応するため、地方改良運動では、町村財政の立て直しや勤儉貯蓄の奨励、風俗改良が具体的な施策として地域で展開された。

日露戦争終結の翌年である1906年5月の地方長官会議では、内務省から「地方事務二関スル注意参考事項」として11項目が示されたが、そのうち、4つの項目は神社や神職に関する項目であった(「神社合祀勸奨ニ関スル件」、「招魂社創立ニ関スル件」、「神社任用ニ関スル件」、「神職団体ニ関スル件」)。神社合祀については、すでに1901年の地方長官会議で指示されており、狐狸の巣窟となっていたり、荒廃した小社を維持の確実な神社に合併し、祭祀式典等を正規に行わしめ、神祇崇敬の実を挙げるのが目的であると説明

されていた¹⁶。地方改良運動における神社政策は、「町村と神社との関係を密接にし、国家神道を町村内部に浸透させるためにとられはじめた政策」であったと分析されている¹⁷。

内務官僚であり、地方改良運動推進の中心的人物であった井上友一は、教化団体である報徳会の草創期の中心メンバーでもあった。日露戦後の地方改良を目指す報徳思想の宣伝をねらいとした同会は、1906年4月から「民風の作興に資す」ことを目的として機関誌『斯民』を発行した¹⁸。1907年、同会が地方事務官や郡長を招いて行った特別講演会において、井上は、「農村の進歩改善を図るには、先づ其精神から改めねばならぬ」と述べた。日本は日露戦争に勝利はしたものの、「実際の国力は未だ未だ足らぬので、先進国と競争するは余程困難」という認識に立ち、町村における生産力の向上に向けた事業の事例を紹介しながら、「善人」としての人格を持ち、積極的に産業改善に取り組む精神を持つ人材を井上は期待した。この講演のなかで、宗教家への期待についても触れ、「宗教家が尽力して呉れると、それ位感化があるのだから、是非農村の改良には宗教家の助勢を求めたい」と述べた¹⁹。

この井上の演説では、神社や宗教の利用は大きく強調されることはなかったが、他方で、神社局長の水野錬太郎は1908年に行政研究会において「神社を公共団体の中心とすべし」と題した演説を行った。水野は神社局と宗教局とを別に立てている行政のあり方から、「今日国家が神社を宗教としては取扱って居ないことは明瞭だと思ひます」として、国家における神社の取扱いについて説明をした。その上で、府県社以下の神社に地方行政からの財政的支出が行われるようになったことから、地方行政と神社の「連絡が付いて来た」と述べた。このことを水野は「実によいこと」と評価し、「公共団体の中心といふとおかしいか知らぬが、どうしても神社を公共団体の中心として団体の共同崇敬の表的となし公共の一致を図るといふことは、行政の上から見ても極めてよいこと、思ふ」と感想を述べた。ただし、神社の数が多く、府県以下の行政における財政的負担は非常に大きいいため、府県以下の神社の数を減らす施策について提案した。この施策はすでに実行しているところだが、「由緒も分からず維持も出来ず、崇敬する人もない神社は、成るべく合併して、完全なる神社を建てていく」という方針を示した。水野は、最終的に官国幣社は国の「アンスタルト」〔anstalt：施設〕、府県社以下の神社は府県以下の公共団体の「アンスタルト」という位置付けを示し、神社は行政の下にある公的施設という見解を示したのであった²⁰。

水野の演説で触れられていたように、1906年には官国幣社の国庫供進金制度が確立し、府県社以下の神社に対して府県・北海道地方費から神饌幣帛料を供進することが可能となった。地方改良運動では地方行政の財政的立て直しが求められており、神社数を減少していくことは、地方費からの神饌幣帛料の支出を抑えていくことにもなった。

近代神道史研究の藤本頼生によれば、井上は水野の後に神社局長に就任するが、「神社・神職についての知識は余り深くなかった」という。しかし、「神社整理施策実行の責任者」

でもあり、水野の方針と同じく、「神社中心説」の下に神社整理施策を実施していくこととなる。しかし、実際には、「各地域での反対運動や、神社数の減少は崇敬心の減退にも繋がったこともあって、逆にうまく機能しなかった」という²¹。地方改良運動の施策の一つであった神社合祀は、神祇崇敬の実を挙げるといふねらいもあったが、実質上は神社整理であり、神社数を減らすことで地方費支出の増加を防ぐ効果をもたらすものであった。内務省の神社政策が功を奏さず、神祇崇敬の実を挙げることができなかつたとすると、当時の神道界は弱体化し、学校教育に対して何ら影響力を持たなかつたのだろうか。この点について次節で地域の実態から探ってみることとする。

(2) 文部省の社会教育施策

内務省による地方改良運動に呼応しつつ、文部省も社会教育施策を打ち出していった。1906年、文部省は訓令第1号で、「近来青年子女ノ間ニ往々意気消沈シ風紀頹廢セル傾向アルヲ見ルハ本大臣ノ憂慮ニ堪ヘサル所ナリ」とし、さらには社会主義を鼓吹する者があり、社会の秩序を乱す危険があることを示した上で、学校関係者らに風紀を振肅するよう努力を求めた²²。

これを受けて通俗教育調査会（1905年9月に文部省内に設置）は、上記訓令の実施方法について検討し、次のような提案を文部大臣に示した²³。

第一、各市町村に道德及身体の修練機関を設くる事

右の目的を遂行する為め文部省は此際左の事項を奨励せられん事を望む

- 一、文部省直轄の体育学校を設くる事
- 二、男女高等師範学校本科に修身、体操科を設くる事
- 三、学校の運動場は之を学校にて使用する時の外公衆の用に供する事
- 四、学校は公衆の為に道德に関する通俗講話会及び音楽会を開く事
- 五、神社、寺院及び教会は公衆の為に説教をなすの外道德に関する通俗講話会及び音楽会を開き又各種運動機械を備へしむる事
- 六、教育、体育衛生、婦人に関する諸団体及び各種の倶楽部等は公衆の為に水陸に於ける運動場の設備を整へ又道德に関する通俗講話会及び懇話会を開く事
- 七、帝国教育会及び日本弘道会は道德に関する模範的通俗講話会を、日本体育会は模範的水陸運動場を、大日本武徳会は演武場を各地方に設けて之を公開する事
- 八、公園に於ては運動の設備を十分に整ふる事
- 九、市に於ては公園の外別に数個の運動場を設くる事
- 十、地方青年会に於ては大に道德及び身体の修練を行ふ事
- 十一、学校生徒は勿論一般国民の徳育及び体育に資する為め遠足、旅行、登山、航海等の気風を振作する事

第二、文部省に於て教育に関する勅語の趣旨に基きたる通俗修身講談資料、徳育体育を主眼とせる男女大人読本及び男女青年読本（事実例話を主とするもの）等を編纂し之を安価にて頒布する事

第三、学校、教育会、図書館等に於て男女青年の読むべき善良なる図書を時々調査し選択して其参考に供する事〔以下略〕

学校の生徒に加え、広く青年、成人を対象とし、道徳の強化と体育・運動の機会の増加が目指された。それに際して宗教団体、教育会、教化団体、青年会などの動員が企図されたことが分かる。当然のことながら、地方財政の立て直しをねらいの一つとしていた内務省主導の地方改良運動とは異なり、文部省の社会教育施策は思想対策を主として進められ、具体的な施策として宗教団体の動員が挙げられているものの、神社や神職の活用については触れられていない。

1908年に文相に就任した小松原英太郎は、社会教育振興の普及に尽力した。大逆事件を契機として、国民一般に対する思想対策への対応を迫られた小松原は、1911年5月に通俗教育調査委員会を官制により設置した²⁴。設置の理由は、「通俗教育ハ学校教育ト相持チ国民教育上益々其ノ普及發達ヲ図ラサルヘカラサルニ拘ラス従来ノ誘導助長ヲ為ス適切ノ機関欠如セルヲ以テ学校教育ノ進歩ニ比シ社会教育ノ發達尚甚幼稚」であるという現状から、「国民道徳ノ振興ヲ図リ健全ナル精神ノ涵養」のため、通俗教育の奨励、發達を図ることを目的とするものであった²⁵。同委員会の事業方針は、「通俗教育に関する講演者を派遣し又は紹介すること」、「通俗教育上有益なる読物を選択して広く図書館等に通知すること」などに決定し、当初文部省が企図していた全国の教育会、青年団等との連携は含まれなかった²⁶。加えて宗教団体や神社・神職の動員についても事業方針には見られない。同委員会は、1913年には行政整理のため廃止となり、「大した仕事もせずに終わってしまった」ということであるが²⁷、ここでは、文部省における社会教育施策においては、非宗教とされた神社、あるいは神職の積極的な動員は企図されていなかったことを確認しておきたい。神道界にとって重大に受け止められたのは、神社整理を伴う内務省の施策であったことは言うまでもない。

3. 地方改良運動期の神道界

(1) 神道界の課題

地方改良運動は、1908年の戊申詔書の公布でもって本格化することとなった。戊申詔書では、「益々国交ヲ修メ友義ヲ悖シ列国ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス」とし、国際的な国交を重視し、諸外国と「文明ノ恵沢ヲ共ニ」するには、国内の発展が必要であるとされた。そのために国民に対して、「上下心ヲ一ニ」して業務に励み、儉約を図るとともに、醇厚な風俗を形成することを求めた。この趣旨の徹底が地方改良運動として展開されていく。

戊申詔書の趣旨を実現化するため、各地域で小学校教育の強化や補習教育の普及が企図された。これは、風紀を乱すとされた従来の若連中の秩序を解体するとともに、地方自治を担う地方青年の教化をねらいとしており、新たな「国家のための共同体」の形成を目指すものであった²⁸。宮地正人の研究によれば、「国家のための共同体」としての行政町村をつくりだすにあたり、国家と町村との接点に存在する人物の掌握を国家は図ろうとしたという。それが、町村長、小学校長、教員、神職、僧侶であった。すなわち、「上級機関の監督・指導によっては不可能な国家の要請」を、これらの人々により「『自発性』をもって浸透」させようとしたと指摘している²⁹。

宮地は、宗教および宗教家の国家による動員の理由について、「町村民に公共心＝国家意識をうえつける有力な一手段」として考えられたためとし、さらに神社を利用して共同体意識をつくりだすことがねらいであったとしている。これは、村落共同体から行政町村への移行や、一町村一社を目指した神社整理政策として実行されることとなる³⁰。

神社整理は、地域の神社や神職、さらには地域住民に大きな影響を与えるものであった。森岡清美の研究によれば、合祀批判は1907年の末頃から新聞・雑誌上に登場するようになり、特に一大字一社のみならず、一町村一社の実現を強制的に目指した地域において反発が顕在化したという。具体的には、経済を主にして敬神の観念を軽視するものである、人民の信仰に対する無理解などといった批判が起り、地域によっては合祀拒否から村内に紛争が生じたり、合祀に際し偽神体を渡したりといった反発が見られた³¹。神社整理は、「社殿や境内の整備といった物質水準で判断するきらいがあり、それが神社にたいする在来の信仰心を踏みにじり、傷つけ、ついに荒廃させた」とされる³²。

こうした神社整理の結果として地域社会における在来の信仰心が荒廃したという状況に加え、この頃の神職界では神職の待遇や地位の向上が課題となっていた点も注目される。強制的な整理にストップがかけられ、神社整理が終息に向かったとされる1910年頃³³から6年経た1916年頃、道府県の神職団体を統合する組織である全国神職会³⁴の会報を見ると、冒頭の論説では、「現在神職の生活程度経済状態に於ては、容易ならざる苦痛と謂はざるべからず」³⁵、「其精神的待遇の頗る厳然たると之に伴ふ責任の重荷を負はしめつゝ、ありながら、其物質的待遇に至りては、其稀薄冷淡なるに驚くべきものあり」³⁶とし、経済的な待遇の悪さが嘆かれている。さらに、神職のなかには人々を教導・薫陶する力を持たず、祭式の儀礼も理解していない者もいて、「神職無用論」が神道界の動向に詳しい識者から聞こえており、神職の「将来の運命亦寒心に堪へず」とも論じられている³⁷。論説の著者は、神職の社会的な権威・地位の改善のために、「国民刻下の思想問題に向つて、盛んに吾人の主張を行らざるべからず」と呼びかけた。さらに、「神職は即ち国民思想秘庫の鎖鑰を握り、時に応じ折に適して無尽蔵の資料を供給すべき也。是れ実に時代に適すべき神職の能力増進の捷徑にしてやがて是れ神社の増率増進（神威の発揚）せらるゝ所以なり」と読者である神職に訴えた。このように神職自身による積極的な「啓蒙活動」が推奨された³⁸。

神職の社会的活動の推進は、神社行政の側からも求められていた。神社局長の塚本靖治は、全国神職会通常会議において、「神職会の如きは専ら識者の斡旋しつゝある通俗教育、社会教育の方面に向つても、此団体の力を注がれたい」として神職会の社会的活躍に対する期待を述べ、また神職についても、「国民一般の敬神思想を鼓吹する段に至っては一層諸君の努力を要するものがあらう」とし、「各地方にある青年会、在郷軍人会、婦人会、教育会等」と「今少し交渉を頻繁にして其関係をして厚く堅からしめたい」と希望を述べた。これらの会から講演の依頼があれば遠慮をせずこれを受けて、分かりやすい話をするよう注意を促した。そうして、地方改良や通俗教育に取り組み、「一般国民の思想を導くと同時に能く之を接合するようにせねばならぬ」と述べた³⁹。

内務次官であった水野錬太郎も全国神職会通常会における官司談合会において「神職の責務」について訓示を行い、「敬神の思想を鼓吹するといふこと之は即ち教育の方面からありませうけれども、其主としてある所は神職諸君の務めである」とし、人々を感化するために、神社の設備を整え、同時に神社に奉仕しつつ、かつ「神徳を発揚する」ことを「諸君の責務」であるとした。水野は、第一次世界大戦後、またロシア革命が起こっている時代状況から、国内の思想問題を危惧しつつ、神職の活躍を期待したのであった⁴⁰。

(2) 地域における神職会と学校教育の接近

神社に対する地域住民の信仰心を高め、地域社会における神職の存在意義を高めていくことがこの頃の神社・神職の課題であった。そこで取り組まれたのが学校教育との連携であった。笠間賢二の研究で明らかにされているように、地方改良運動期において小学校は「教化ノ中心」として位置づけられ、小学校や小学校教員が町村改良に動員され、実際に村民教化の機能を果たしていった⁴¹。地方改良運動において神社・神職に課せられた任務は小学校・小学校教員と重なり合うもので、両者は競合関係にありつつ、連携の可能性もあったと考えられる。

1900年の神社局の設置に先立つ1899年、全国神職会が「全国同職の団結を鞏固にして威信を天下に示すべきことを議決し」組織された⁴²。同会は神祇に関する特別官衙の設置や官国幣社および府県社以下神社の財政的基盤の確立などを主な目標として活動を開始したが、学校教育への神道の導入に関する要望も行ってきた。1905年の全国神職大会では、国定教科書に敬神の内容を盛り込むことを求める要望が複数の出席議員から提出され、これを文部大臣に建議することが決議された⁴³。翌年の大会においても「小学教科書に敬神の目を加ふることを其筋に建議すること」が決議された⁴⁴。さらに1907年には、「神社例祭日に学校生徒参拝の件」が提案され、全国的にこれが実施されるよう「各地方庁より訓令あらんことを其筋に具申」することが決議された⁴⁵。

地域の神職会の動向はどのようなものであったか。鳥取県と埼玉県の事例を見てみよう。

鳥取県では他府県と同様に地方改良運動の一貫として、神社整理が行われていた。1906

年には1,754社あった県内の神社は、1916年には1,192社、1926年には868社と大幅に減少した⁴⁶。『鳥取県神職会報』の記事から、学校教育との連携の実態を追ってみる。1917年4月、岩美郡宇部野農業学校と同尋常小学校入学者は、入学式後に国幣中社宇部神社に参拝した。この時、宮司は勧学の祝詞を奏し、校長は玉申を奉奠している。また新任教員も着任直後に校長とともに同神社に正式参拝をしたという⁴⁷。さらに宇部野第一尋常小学校では、講堂に神棚を設け、宇部神社祭神の御神像(写したものを)を奉安することとした。同年7月に挙行された奉安式には官公吏及び父兄等が多数参列し、校長の式辞に次いで宮司の訓辞もあった⁴⁸。

翌年7月の『鳥取県神職会報』には、県社加知彌神社と勝谷尋常高等小学校との連繫についての記事が掲載されている。同校の校長は、「神社中心主義の訓育方針を確立」しており、1913年以降、社前朝礼(毎週一回、教育勅語ないし戊申詔書の奉読を含む)、神社境内の掃除、神社参拝を継続して実行してきたという⁴⁹。また、1920年10月、東伯郡の南谷尋常・高等小学校では、「一層敬神の念を厚からしむる為神宮大麻を講堂に奉安」することになった。学校職員、児童はもちろん、村長、学務委員、村会議員等が多数参列して奉安式を挙行したという⁵⁰。上記のように、当該時期には、実態のレベルとして神社と学校教育の連携が図られている事例を散見することができる。

埼玉県では、戊申詔書の発布を受けて、1909年の郡長会議で「県民の教化と富力の充実」を目指す訓示を知事が行った⁵¹。神職の育成にも力を入れており、「神職ノ学術人格向上ヲ策ルハ神社發展上必要ノ事タルノミナラス、国民風教ノ陶冶ヲ図ルノ上ヨリ考フルモ急務ノ一タルヲ認ムル」として、埼玉県神職会に神職講習会を開催させた。県は、この講習会開催のための補助金を1910年度、1911年度と埼玉県神職会や郡内の神職支会に支出した⁵²。こうした、県による財政的補助を受けた埼玉県の神職会は、1912年には秩父郡支部で郡内神職のほか町村長を集め祭祀講習会を開いたり⁵³、1916年には、南埼玉郡支会が学校生徒の神社参拝の作法について郡内小学校へ通牒を発したり、比企郡支会では神祇に関する講演会を神職や氏子、小学校職員らを対象に開催したりと、社会的活動を展開した⁵⁴。

埼玉県で興味深いのは、教育関係者による取り組みである。1912年の『埼玉県神職会報』では、敬神思想の涵養に取り組む小学校を紹介している。大里郡深谷女子尋常高等小学校では、「敬神思想と教授訓練との関係に専念せられ特に教科書の神祇に関する部分に注意」を払い、次のような方案を各家庭に配布したという⁵⁵。その内容を抜粋すると次のようなものであった。

- 一、教師自ら信念厚く平素の言行敬神崇祖に及ぶべきこと
- 二、毎月一日教師児童を率ゐ誠心以て皇大神宮を遥拝すること(奉置所に向ひ)
- 三、教科書中神祇に関する事項に於て敬神崇祖の深厚なるべきことを説きて倦まざる
こと

- 四、毎月一日尋常六学年以上の児童に輪番氏神の神域掃除をなさしむ
- 五、春秋二回教師引率して氏神に参拝すること〔中略〕

家庭及学校

- 一、父母自ら誠心誠意し以て敬祭をなし児童に見聞せしむること
- 二、毎朝早起して身体を浄め容儀を正し 皇大神宮を遥拝すること
- 三、朝夕家の神仏に礼拝し供物を捧げしむること
- 四、祖先の忌日には祖先累代の遺物を列べ美談を語りて奨励すること
- 五、祖先の忌日には児童を召連れ墓参りをなし香花を捧げしむること
- 六、一家の吉凶禍福は氏神祖先に報告すること

このように学校だけでなく、家庭における敬神崇祖の念の涵養を目指す項目が並んでいる。皇祖神を祀る皇大神宮の遥拝と地域の氏神への参拝は学校および家庭で求められ、とりわけ家庭においては祖先への崇敬の念が高められようとしたことが分かる。

また、同年には北足立郡の小学校長と正教員併せて57名が、「敬神崇祖の至誠を涵養し延いて国民教育の精髓となすべき旨趣」に基づいて、氷川神社で年2回の講演会を開催することとし、郡長を会長に、郡視学を副会長とする「神習会」を設立した⁵⁶。翌年、講演会は女子師範学校で北足立郡教育界の冬期講習会と繋げて行われたこともあり、200有余名の参加者があったという⁵⁷。

これまで見てきたように、埼玉県内の地域によっては、神職会から小学校を含む地域社会への働きかけに加え、小学校の側からも神道に基づく敬神崇祖の念の涵養を教育に取り入れ、教員が神道について学ぼうとする取り組みがあった。先に見た、敬神崇祖を国民道徳の根本とする道徳論と共鳴する実践であったといえよう。

埼玉県の場合、県行政の積極的な取り組みがあったようだ。1917年には「神社の経営」と題する冊子が発行されている⁵⁸。冊子そのものは未見で発行主体は不詳だが、『埼玉県神職会報』に附録として掲載されており、その内容を確認することができる。著者は埼玉県の地方官吏である。「神社の経営」は、神職の任務、町村治と神社施設、神社と教育、神社と青年団体、神社と国産奨励の項目で構成されており、神社を町村自治や国民教化の中心とする内容で貫徹されている。学校教育における敬神の思想養成は、「平素修身国語歴史等と相連結して、教授すべき」で、これに加えて「皇室に於かせられて常に敬神の範を垂れ給ふ事績を明示すること」、「鎮守祭には各教員児童を引率し参拝すること」、「伊勢神宮出雲大社靖国神社澁川神社等の如き著名の神社の祭日には、特に合同修身教授に於て其神社に関する訓話を為すこと」、「社前通行の際には、必ず相当の形式に依りて神意を表せしむること」、「入学卒業の場合に於ては、鎮守社に参拝奉告せしむること」などを求めた⁵⁹。

内務官僚や全国神職会による神職に対する鼓舞がこれらの活動にどのように実質的な影響を及ぼしていたのかは詳らかでないが、事例から当該時期の神職会が学校教育との連携

を図り、かつ学校の側からも神道の内容を導入しようとする実態が見えてきた。この実態に見られる「敬神」は、地域の神社・神職との直接的な関わりを持ちながら学校教育に導入されたことから、文部省が避けた宗教性を帯びたものであったことは想像に難くない。

おわりに

今回の検証で内務省と文部省の社会教育施策の相違点、また政策上の神社神道の取扱いについての相違点が明確になった。内務省は「神社非宗教」の建前に則り、神社や神職の活用を通して町村教化に乗り出していたが、他方文部省は社会教育施策で神社や神職との連携を図ることはなく、また修身教科書においても「崇祖」は取扱うが、「敬神」についてはこれを避けた。それは、「敬神」が宗教の要素を含み、信教の自由や文部省訓令第12号に抵触する可能性のほか、キリスト教などの宗教団体からの反発があると判断したためであろうと推測される。国家政策のレベルにおいて学校教育への神道の導入は困難であった。

しかし、地方改良運動の地域における展開のなかにその道が開かれていたということができよう。同運動において神社に課せられた町村教化という任務と、神社整理で失われた神社崇敬の回復に向けた取り組みによって、地域の実態のレベルにおいて神社と学校教育の連携が図られていったのである。ここに学校教育への神道の導入の端緒を見ることができ、導入されようとした敬神崇祖は宗教性を帯びたものであったと考えられる。

ただし、本研究では多くの課題が残された。地域の事例として取り上げたのは一部に過ぎず、より多くの事例からの検証も今後必要だ。特に神社整理や神職会のあり方は地域によって状況は異なるが、本研究では十分に言及することができなかった。また、地域の実態において「敬神」が学校でどのように扱われたかについても詳細な検証が不可欠であろう。さらには、小学校と神社は町村内の教化の主体として競合関係にあったのであって、競合した歴史的な事実についても調査することで、より当時の実態に迫ることができると考えている。

上記の課題を踏まえつつ、本研究で対象とした時期以降に学校教育における神道の導入がいかなる過程を経て進められたのか引き続き検証していきたい。

注

- 1) 山本信良、今野敏彦『大正・昭和教育の天皇制イデオロギー(Ⅰ)』新泉社、1976年、284-285頁。
- 2) 阪本是丸『国家神道形成過程の研究』岩波書店、1994年、305頁。
- 3) 文部省訓令第12号『法令全書』(明治32年)。
- 4) 森川輝紀『国民道徳論の道』三元社、2003年、120-124頁。
- 5) 文部省編『国定教科書編纂趣意書』1904年1月、6-10頁。
- 6) 「修身教科書総解説」海後宗臣編『日本教科書大系 近代編』第3巻、修身(3)、講談社、1962年、623頁。
- 7) 「国定修身書に対する建言」『教育時論』第707号、1904年12月5日発行。海後宗臣『海後宗臣著作集』第6巻、東京書籍、1981年所収。

- 8) 加藤弘之「国定修身教科書の批評に就て」『太陽』第11巻第1号、1905年1月。
- 9) 「修身教科書問題」『太陽』第11巻第2号、1905年2月。『海後宗臣著作集』第6巻所収。
- 10) 日本弘道会「国定小学修身書に対する意見(上)」文献資料集成 日本道德教育論争史 第I期 近代道德教育の模索と創出 第3巻『国定修身教科書の成立(第一期・第二期)と修身教育』日本図書センター、2012年所収。底本は『教育時論』第739、740、741号、1905年10月。
- 11) 「官報」1895年4月4日発行。
- 12) 「徳育論の一変調」『教育時論』421号、1896年12月25日。「社説」『教育報知』631号、1900年4月5日。
- 13) 浮田和民「帝国主義の教育(四)」『国民新聞』第3468号、1901年7月3日。浮田和民「帝国主義の教育(五)」『国民教育』第3469号、1901年7月4日。
- 14) 田畑忍「解題」田畑忍編『強者の権利の競争』日本評論社、1942年、61頁。
- 15) 丸山眞男「加藤弘之著、田畑忍解題『強者の権利の競争』」『法律時報』1943年1月号(『丸山眞男集』第二巻、岩波書店、1996年所収)
- 16) 森岡清美『近代の集落神社と国家統制—明治末期の神社整理—』吉川弘文館、1987年、19頁。
- 17) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』1973年、東京大学出版会、18頁。
- 18) 金澤史男「解説」『『斯民』目次総覧<新版>』不二出版、2001年、4-7頁。「会告」『斯民』第2編第5号、1907年8月7日。
- 19) 井上友一「地方人心の一新」『斯民』第2編第5号、1907年8月7日。
- 20) 水野鍊太郎「神社を公共団体の中心とすべし」『斯民』第3号第1号、1908年4月7日。
- 21) 藤本頼生『神道と社会事業の近代史』弘文堂、2009年、80-81頁。
- 22) 文部省訓令第1号『法令全書』(明治39年)
- 23) 「文部省 通俗教育調査会の風紀案」『教育時論』第768号、1906年8月15日発行。通俗教育調査会については、『日本近代教育史事典』平凡社、1971年、499頁を参照した。
- 24) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』国土社、1966年、134-135頁。
- 25) 『公文類聚第三十五編 明治四十四年 巻五』国立公文書館デジタルアーカイブ。
- 26) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』141-142頁。
- 27) 宮坂広作『近代日本社会教育政策史』142頁。
- 28) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』46-69頁。
- 29) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』85頁。これに関連して、坂本紀子は、地方改良運動期の行政区統合化の過程において、神社参拝行事が行政村へ村民を統合する機能を持ちつつ、学校に導入されたことを明らかにしている。(坂本紀子「行政区統合化における学校の社会的機能—新潟県中頸城郡津有村の事例—」『日本教育史研究』第7号、1988年)
- 30) 宮地正人『日露戦後政治史の研究』89-91頁。
- 31) 森岡清美『近代の集落神社と国家統制—明治末期の神社整理—』吉川弘文館、1987年、112-135頁。
- 32) 森岡清美『近代の集落神社と国家統制』156頁。
- 33) 森岡清美『近代の集落神社と国家統制』146-151頁。
- 34) 「全国神職会規約」『全国神職会大会議事録』1905年10月所収(『全国神職会会報』第75号附録)。
- 35) 「神職改善の根本策—補助費増額と講習法の変更」『全国神職会会報』第212号、1916年6月。
- 36) 「神職の現状と思想界(上)—待遇上の矛盾衝突と神職の能率問題」『全国神職会会報』第217号、1916年11月。
- 37) 「神職の現状と思想界(下)—神職無用論と啓蒙活動」『全国神職会会報』第218号、1916年12月。
- 38) 「神職の現状と思想界(下)—神職無用論と啓蒙活動」『全国神職会会報』第218号。

- 38) 塚本靖治「社会的接触と現代の理解」『全国神職会会報』第224号、1917年6月。
- 39) 水野鍊太郎「神職の責務」『全国神職会会報』第225号、1917年7月。
- 40) 笠間賢二『地方改良運動期における小学校と地域社会—「教化ノ中心」としての小学校—』日本図書センター、2003年。
- 41) 「発刊の辞」『全国神職会会報』第1号、1899年8月。
- 42) 『全国神職会大会議事録』1905年10月。
- 43) 「神職大会決議事項」『全国神職会会報』第83号、1906年5月。
- 44) 「全国神職会通常会議事録」『全国神職会会報』第103号、1907年5月。
- 45) 鳥取県『鳥取県史』近代 第2巻 政治編、1969年、316頁。
- 46) 『鳥取県神職会報』第8年第4号、1917年4月25日。
- 47) 『鳥取県神職会報』第8年第7号、1917年7月25日。
- 48) 『鳥取県神職会報』第9年第7号、1918年7月25日。
- 49) 『鳥取県神職会報』第11年第10号、1920年11月25日。
- 50) 「島田知事の郡長会議訓示」埼玉県編『新編埼玉県史』資料編19、近代・現代1 政治・行政1、1983年、736-737頁。
- 51) 「地方事務並びに管内景況」『新編埼玉県史』資料編19、754-755頁。
- 52) 「秩父郡官公吏祭式講習会」『埼玉県神職会報』第1号、1912年6月。
- 53) 「南埼玉郡支会」『埼玉県神職会報』第22号、1916年2月。
- 54) 「敬神思想と小学生徒」『埼玉県神職会報』第1号。
- 55) 「神習会の設立」『埼玉県神職会報』第1号。
- 56) 「神習会」『埼玉県神職会報』第9号、1913年10月。
- 57) 埼玉県『新編埼玉県史』通史編6 近代2、1989年、359頁。
- 58) 小川元吉「神社の経営」『埼玉県神職会報』第27号、1917年2月。